

第二次大戦下のイギリス社会と良心的兵役拒否者-マス・オブザヴェイション文書を中心に-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 駿台史学会 公開日: 2012-06-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 渡辺, 知 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/13397

第二次大戦下のイギリス社会と 良心的兵役拒否者

——マス・オブザヴェイション文書を中心に——

渡 辺 知

要旨 本稿では、イギリスの人々が皆連帯して「ファシズムに対する戦い」を戦ったとする「民衆の戦争」という神話がいかにして形成されたかを良心的兵役拒否者とイギリス社会の関係を例に検討した。第二次大戦時の良心的兵役拒否者は第一次大戦時には想像もできないような良好な関係をイギリス社会と結んでいたとされているが、このようなイメージが形成されるにあたって、1940年にマス・オブザヴェイションが作成した良心的兵役拒否者に関する報告書が果たした役割は大きかったと思われる。報告書ではイギリス社会と良心的兵役拒否者の関係を「民衆の戦争」のイメージにそって描き、そのイメージと合わない点はぼやかされる傾向にあった。しかし、こうしたイメージは良心的兵役拒否者たちに自分たちがイギリス社会において「特権的立場」におかれていると意識させ、彼らの中から戦争中のイギリス社会に積極的に貢献しようとする者たちが現れた。この結果、良心的兵役拒否者に対するイメージはさらに改められ、「民衆の戦争」のイメージはさらに強化されたのである。

キーワード：イギリス社会、第二次世界大戦、良心的兵役拒否者

はじめに

第二次大戦時のイギリス社会に関する主要研究テーマの一つとして、「ファシズムに対する戦い」を戦うにあたって社会が連帯していたとする見解とそれに対する修正主義の論争があげられる。ティトゥマス (Richard Titmuss) は1940年の危機によって階級その他の要因で分裂していた30年代のイギリス社会は姿を消し、皆が共にドイツに対して戦う連帯した社会が出現したとし、第二次大戦を「民衆の戦争」と描き出した¹⁾。このイメージの影響力は強く、第一次大戦が「国王と国のための戦い」であったのに対し、第二次大戦は「民衆の戦争」であったと今日でもしばしば対比的に描かれている。しかし、個別の研究からはこのイメージに一致しない事実が多数提出されている。例えば、階級に関して言えば、一方には、価格統制と配給

が階級間の消費パターンの格差を減少させ、完全雇用、家賃統制、食糧助成が実質賃金の上昇をもたらしたなど、労働者階級の生活水準がこの時期あがったとする主張がある。これに対し一律の配給が全階級に同じ恩恵をもたらしたわけではないし、闇市の存在が階級格差を温存したなどの反論がなされている²⁾。また、戦中に階級意識が弱まったと感じたのは主に中流階級で、低所得者の高所得者に対する敵意は戦中一貫して存続したことや、疎開が労働者の階級意識を高める契機となったことを指摘する研究も存在する³⁾。すなわち、労働者とその他の階級対立は戦争によって解消するどころか、かえって深まったと言えるのである。

また、「民衆の戦争」についてはその虚構性も指摘されている。情報省内は40年中葉までに「民衆の戦争」を政府の宣伝活動の基調とすることで合意しており⁴⁾、そのイメージに反する情報は政府の検閲によって抑えられたり、メディア側が自発的にその報道をしばしば自粛したりした。例えば、政府はBBCがイギリスにおける反ユダヤ主義について討議する番組を放送するのを許可しなかったし⁵⁾、BBCもまた全国的な連帯のイメージを維持するために、戦争の最初の4年間自発的にストライキについて触れないようにしていた⁶⁾。とは言うものの、「民衆の戦争」のイメージは人々の意識や行動を拘束した。例えば、個人主義者協会（Society of Individualists）の会長アーネスト・ベン（Ernest Benn）は戦時中の集産主義の傾向に彼らのグループが批判的であったにも関わらず、全国的な連帯を損なうことをおそれて「戦争の継続中は過度に批判したがる」と41年7月1日付の日記に記している⁷⁾。これを受けて、戦争は連帯した社会という「人為的な意識」を創出したとハリス（Jose Harris）は結論している⁸⁾。コルダー（Angus Calder）もまた、「ブリッツ神話」がいかにか形成されたか後付けつつ、それが戦中のみならず戦後の社会をも規制し続けたことを指摘している⁹⁾。

以上のように第二次大戦時のイギリス社会をめぐる研究は多様化してるにもかかわらず、良心的兵役拒否者とイギリス社会の関係については共通の理解が見られる。マッケイ（Robert Mackay）は多くの不備があったにせよ、それでもイギリス社会は連帯していたと主張するが、良心的兵役拒否者に対するイギリス社会の態度についても、「第5列」の脅威が高まった40年春から夏にかけてを除いては第一次大戦と比較してはるかに寛容と理解に富んでいたとしている¹⁰⁾。また、イギリス社会の連帯の神話性を指摘するコルダーにしても、第二次大戦時には第一次大戦時のような良心的兵役拒否者の迫害はなく、良心的兵役拒否者に疑いの目が向けられるようになった40年の夏を除いては彼らもまた連帯した社会の一員と見なされていたとし、「戦時中の平和主義者の記録は逆説的にイギリスは1940年から41年にかけて並外れて団結し、際だって文明的な仕方であつたというブリッツ神話が暗にする主張を説得力のあるものにして」と指摘している¹¹⁾。こうした認識は良心的兵役拒否者についての個別研究でも確認できる。パーカー（Rachel Barker）は第二次大戦時の良心的兵役拒否者の問題は第一次大戦時のそれと比較して劇的でなかったとしているが、その理由として国家が果たした役割が大きかっ

たことを強調している。すなわち、政府は第一次世界大戦での経験を教訓に、慎重に立法、およびその運用を行い、第一次大戦時に生じた多くの混乱を回避できたというのである。また、ドイツ軍の空襲によってイギリス社会における良心的兵役拒否者に対する反発が高まった一時期を除いては、良心的兵役拒否者に対して寛容であるようにとの政府の各方面に対する働きかけも一定の効果があったとしている¹³⁾。以上のことから、第二次大戦時の良心的兵役拒否者が戦局が緊迫した40年前半を例外として全般的に第一次大戦時には想像もできないような良い関係をイギリス社会と結んでいたことは今日の研究において自明のことと思われる。また、第一次大戦時の絶対的良心的兵役拒否者の無条件の兵役免除を求める過酷な闘争が第二次大戦時のこの様な変化をもたらしたとも広く言われている。

しかし、両者の良好な関係は戦争当初から予測されていたわけではなかった。戦争の勃発から40年春にかけて、当時最大の平和団体であった「平和の誓い連合」(Peace Pledge Union)のメンバー数は増加傾向にあり¹³⁾、また兵役登録者に対する良心的兵役拒否者の割合も2%前後と高く、両大戦間期の平和主義の風潮はいまだ根強いように思われた。さらに40年8月、ドイツは「キリスト教徒平和運動 (Christian Peace Movement)」という名の局を開設し、ラジオでのプロパガンダ放送を開始した¹⁴⁾。マス・オブザヴェイションが40年春、情報省に協力して人々の士気に関する報告を定期的に行うことが決まるやいなや、良心的兵役拒否者に関する調査に着手したのはこの様な状況と無関係ではない。

マス・オブザヴェイションは1937年1月に、新聞記者のチャールズ・マッジ (Charles Madge)、文化人類学者のトム・ハリソン (Tom Harrison)、写真家のハンフリー・ジェニングス (Humphrey Jennings) によって設置された。その目的としてイギリスの人々が本当に考え、感じていることを発見し、公にすることで権力者と民衆の間の理解の齟齬を解決すること、イギリスの人々の社会環境、習慣、行動に関する科学的知識を彼らに提供することにより、力を与えることの二点があげられている。彼らの初期の活動にランカシャー、ボルトンで行った調査をあげることができる。この調査はボルトンのワークタウン地区に複数の調査員が住み、主に労働者階級を中心とする彼らの習慣を観察するというものであったが、やがてこの調査はロンドンとブラックプールでも行われた。しかし、調査員の多くが中流階級の出身であり、労働者階級の中に入り込むことに「恐怖」を感じたことを後に告白する者もいた。このため、マス・オブザヴェイションの調査には階級に関する偏向が存在することが今日指摘されている。第二次大戦が開始すると、マス・オブザヴェイションは戦争が人々の生活にどのような影響を与えているか調査し、その成果の一部として『本国での戦争開始』を出版した。これらの活動が情報省の目に留まり、その協力が要請されたのである。しかし、政府への協力を反対したマッジはマス・オブザヴェイションを去り、以後、ハリソンを中心にマス・オブザヴェイションの活動は展開していくこととなった。ノークス (Lucy Noakes) は「世論をはかる独特の

手段として公に認められた」第二次大戦の初期がマス・オブザヴェイションのピークであったとしている¹⁶⁾。

ハリソンは良心的兵役拒否者についての調査を開始するにあたって、士気についての全問題を解明するにあたって「良心的兵役拒否者とは誰か、良心的兵役拒否者である理由は何か、どの様にして良心的兵役拒否者になったのか、彼らと入隊した者の違いは何か、彼らの見解は戦争の進展に伴いどの程度広まりそうか、あるいはその逆か」という間に答えることが肝要であるとしている¹⁶⁾。人々の士気と良心的兵役拒否者の問題は次の2つに整理できよう。第1に、良心的兵役拒否者あるいは平和主義者が多数存在することによって、あるいは彼らの戦争に反対する言動によって戦争遂行に不都合が生じるのではないかという不安を想定できる。例えば、第一次大戦時には良心的兵役拒否者がイギリスの戦争遂行を強く批判したが、今回もまたその様なことがおきることはないのだろうか。あるいは、平和主義の広がりや人々の厭戦気分をそのまま反映しているのではなからうか。第2に、良心的兵役拒否者とイギリス社会の間に軋轢がおき、イギリス社会の分裂が印象づけられることになりはしないかという不安があげらる。同じく第一次大戦時には人々の間に厭戦気分が広まるにつれて、良心的兵役拒否者に対して懲罰主義的な傾向が強まったのだった¹⁷⁾。この二つの問題は、イギリスの人々はファシズムに対する戦いを戦うにあたって連帯し、それぞれの分を尽くしたとする「民衆の戦争」のイメージを大きく損ないかねなかったのである。本稿の目的は、良心的兵役拒否者および彼らとイギリス社会の関係についてマス・オブザヴェイションの報告書が「民衆の戦争」のイメージにそって描く傾向にあったこと、またそのイメージがその後の良心的兵役拒否者とイギリス社会の関係についての良心的兵役拒否者を含む人々の意識や行動を規制した可能性を指摘することにある。

I 良心的兵役拒否者の範囲

本稿をすすめるにあたって、まず「良心的兵役拒否者」(conscientious objector) という語に説明を加えておきたい。イギリスにおいて、良心に基づく拒否 (conscientious objection) は兵役のみに向けられるものではない。1853年の種痘法以来、子供たちに種痘を受けさせることが親の義務とされたのに対し、1898年の種痘法の第2項は良心に基づきそれを合法的に拒否することを可能にした¹⁸⁾。これは両大戦期の良心的兵役拒否制度の先駆けとしてしばしば取り上げられている。また、ブレイスウェイト (Constance Braithwaite) は17世紀以来のクエーカー教徒による宣誓拒否をイギリスにおける良心的拒否の初期の事例として取り上げている¹⁹⁾。第二次大戦期に限定しても、良心に基づく拒否は兵役に対するものに加えて、以下の4つをあげることができる。第1に、戦争を遂行し不可欠な公共サービスを提供するために、民間の労働力を最も必要とする産業および諸サービスに配置することを目的として設けられた諸制度に対する拒否 (産業徴用に対する拒否) がある。次に、パートタイムの民間防衛のた

めの徴募と防火警戒のための徴募に対する拒否の2つを指摘できる。最後にあげられるのが、建築物、土地、その他の不動産が負った空襲による被害の補償のための税をその所有者に課した1943年の戦災法に対する支払い拒否である。この4つは防衛に関連する諸義務に対する良心的拒否と一括されている。しかし、兵役、および産業徴用に対する良心に基づく拒否は制度化され基本的に合法的行為であったのに対し、後者3つの良心的拒否は制度化されず非合法的な行為であった²⁰⁾。

さらに、良心的兵役拒否者を論ずる場合問題となるのが平和主義者との区別である²¹⁾。両者は当時からまたその後もしばしば混同して使用されてきた。例えば、第二次大戦中、良心的兵役拒否者審査局で働いた経験を持つフィールド(G. C. Field)は、その著書において良心的兵役拒否者と平和主義者をほぼ同義語として使用している²²⁾。これに対して、マス・オブザヴェイションが1940年に行った良心的兵役拒否者に対する街頭調査では平和主義者に対して寛容な発言をしても良心的兵役拒否者に対しては厳しい発言を行った者が少なからず存在することが指摘されている²³⁾。しかし、大半の者が良心的兵役拒否者と平和主義者を同義語として使用していることから、両者を区別することに大きな意味はないと最終的に結論を下している²⁴⁾。こうした主張に対してパーカーは、平和主義の信念から良心的兵役拒否者になった者がいるにしても、平和主義のみが良心的兵役拒否の根拠となったわけではないと主張する²⁵⁾。確かに、良心的兵役拒否者の動機として様々なものがあげられる。例えば、これまでもしばしば紹介されてきているが、スコットランドやウェールズにおけるナショナリズムに根ざした良心的兵役拒否の存在があげられる²⁶⁾。また、国家社会主義者たちも良心的兵役拒否の承認を求めたが、当然のことながら、彼らは平和主義者ではない²⁷⁾。更に、良心的兵役拒否者と認定された者の内、戦闘業務からの免除のみが承認され非戦闘部隊に配属された者の多くがその決定に従った。彼らは不殺の信条に忠実であったとは言えるものの、戦争遂行の一翼を担うことを受け入れたという点において平和主義者とは見なしにくい。この問題は上述の防衛に関連する諸義務に対する良心的拒否にもつきまとう。彼らの中にはこれらの活動に従事することは総力戦体制の一端を担うことになるとして拒否する者が存在した一方で、その活動に従事することの意味よりも国家の強制のもとこれらの活動を行うことを問題とする者もいた。例えば、1941年に防火警戒が義務化されると、それまで自発的に防火警戒に従事していたにも関わらず、防火警戒のための登録を拒否するケースが見られる。彼らは平和主義というよりもむしろ自由意志論を根拠に国家の強制を否定したと言えよう²⁸⁾。

以上に見てきたように、良心的兵役拒否者たちの論拠は実に様々である一方で、良心的兵役拒否とその他の良心的拒否との区分の意味をあいまいにするのである。つまり、自由意志論の立場から徴兵にとどまらず国家の諸強制を拒否する者、また、平和主義の立場から兵役につくことのみならず一切の戦争協力を否定する者の存在が想定できるのである²⁹⁾。さらに、当時の

人々が「良心的兵役拒否者」と呼ぶとき果たして両者は明確に区別されていたのかという疑問が生じるのである。本稿では第二次大戦中に制定された一連の兵役法に設けられた良心に基づく免除制度が適用された者およびその適用を要求した者を良心的兵役拒否者の範囲として論じていくが、この区切り方には上述の問題が残るのである。さらに、この区切り方で分類された人々を良心的兵役拒否者の訳語をあてることは妥当かという問題がある。山本恒氏は「英語の object とは本来『異議を唱える』または『反対論を主張する』という意味であって、異議を唱えた後で、権力を背景にした命令は一切『拒否する』という強い意味はない」とした上で、「良心的兵役忌避者」と「良心的兵役拒否者」を区別し、無条件の兵役免除をあくまで要求した人々については「拒否者」と呼ぶのが妥当であろうとしている³⁰⁾。先の本稿における区分方法では「良心的兵役忌避者」と「良心的兵役拒否者」の双方が混在してしまうことになる。しかし、こうした問題が存在することを承知しながらも、定訳として定着している感のある良心的兵役拒否者の訳語をあえて使用したい。

II 良心的兵役拒否制度と良心的兵役拒否者の数

第二次大戦時の良心的兵役拒否者の問題は、前述のとおり第一次大戦時のそれとはしばしば対照的に論じられるが、そこでよく取り上げられるのが制度の違いである。第一次大戦時には大戦中の1916年に徴兵制が導入された際に拙速的に良心的兵役拒否制度が設けられたのに対し、第二次大戦時は戦争勃発前にすでに徴兵制が施行されており、その際に設けられた良心的兵役拒否制度が基本的に戦中も継承されたのである³¹⁾。ここではまず第二次大戦時の徴兵制度について、続いて良心的兵役拒否制度について説明したい。良心的兵役拒否者の数を検討したい。

1. 兵役制度について

1939年5月26日に軍事教練法（The Military Training Act, 1939）が成立し、イギリスで初めて平時の徴兵制が導入されることとなった。同法は、20および21歳のイギリス在住の全てのイギリス国民男性に軍事教練のための登録を義務づけるものである。登録した者たちは徴兵検査後1年以内に召集されることになっていた³²⁾。

対独宣戦布告をした9月3日、1939年の国民兵役（軍隊）法（The National Service（Armed Forces）Act, 1939）が軍事教練法に代わって成立した³³⁾。これによってイギリス在住の、および今後イギリスに入国する18歳から41歳までのイギリス国民男性に兵役が課されることとなった。また、兵役の義務を負う者の登録、登録者の徴兵検査、検査を受けた者に対する「入隊通知」の管理、運営は労働・国民兵役省の管轄となった。これによって軍当局は「入隊通知」で定められた入隊日まで徴兵の過程に関わらないこととなった。すでに入隊して

いる者、精神障害者、視覚障害者、あらゆる宗派の聖職位につく者は同法の適用が免除されたが、1940年の国民兵役（軍隊）法（The National Service (Armed Forces) Act, 1940）において地方防衛義勇隊（後の国防市民軍）のメンバーは39年の国民兵役法の適用を免除されるすでに入隊している者に含まれないことが定められた³⁴⁾。さらに、以下の4グループは登録をしても召集されることはなかった。第1のグループが徴兵検査でグレードⅢとⅣ、に分類された者で、1939年から46年の間に検査を受けた者の内約16%がこれに該当した³⁵⁾。第2のグループは戦争遂行上重要な仕事や不可欠な行政事務に携わっていることを理由に徴兵を猶予された者である。ここでは「留保される職の一覧」(A Schedule of Reserved Occupations)に基づいて一括して兵役が猶予される制度と、個人に兵役猶予が与えられる制度があったが、1941年の末以降、兵力増大の必要から後者が主流となった³⁶⁾。第3のグループが良心的兵役拒否者であるが、これについては後に詳しく述べる。最後に、徴兵に伴って例外的な困難が生ずることが見込まれる者については個人的に徴兵が猶予され、約214,000人に適用された³⁷⁾。

兵役登録の年齢は1942年の国民兵役法（The National Service Act, 1942）によって17歳8カ月まで引き下げられたが、召集される年齢は18歳にとどめおかれた³⁸⁾。兵役登録は、39年の軍事教練法のもと1回、39年と42年の国民兵役法のもと45年までに41回、計42回行われた。

しかし、この登録には41年12月に成立した第2国民兵役法（The National Service (No. 2) Act, 1941）によって新たに兵役の義務を課された者たちは含まれていない。新たに兵役を課された者としてまず41歳から51歳のイギリス国民男性をあげることができる³⁹⁾。彼らは41年3月の職業登録令に基づいて登録を行っており、41年4月から42年9月の間に計9回の登録が行われ、約1,933,000人が登録した。その目的は41歳から45歳の間の医者、歯医者を召集することであり、大半の41歳以上の男性はフル・タイムの兵役に徴兵されることはなかったものの、パート・タイムの国防市民軍に徴兵された者は多かった⁴⁰⁾。国防市民軍は40年5月、敵の侵略に備えて設立され、入隊者は4週間で48時間を越えない軍務についた。当初は志願兵制をとっていたが、42年1月から44年9月までは徴兵制が敷かれていた。その適用を免除されたのは良心的兵役拒否者と法的に認められた者、健康上不適格者、例外的な困難を持つ者であった⁴¹⁾。

41年の第2兵役法は女性にも徴兵制を導入した。その結果、20歳から31歳の女性にも兵役が課されたが、良心的兵役拒否者と例外的な困難を抱える者に加えて、既婚者と14歳未満の自分の子と住んでいる者に対してはその適用が免除された⁴²⁾。43年1月には徴兵対象年齢が19歳に引き下げられている。彼女たちもまた、41年3月の職業登録令に基づいて実施された登録に従って召集された⁴³⁾。

その他の兵役関連の法として42年の国民兵役（外国）法（The National Service (Foreign Country) Act, 1942）と同じく42年の連合国（兵役）法（The Allied Powers (War Service)

Act, 1942) をあげることができる⁴⁴⁾。前者は海外に居住するイギリス国民の徴兵を可能にしたが、これが実施されたのはエジプトのみであった。また、後者は兵役年齢に達した連合国の国民で、自国軍に入隊しない者に対してイギリス軍への入隊を義務づけるものであった。では次に良心的兵役拒否制度について見ていくこととする。

2. 良心的兵役拒否制度について

良心的兵役拒否に関連する条項は、39年の軍事教練法と国民兵役法とはほぼ同じである。国民兵役法の第5項には以下の文が見られる。

この法に基づいて兵役に召集される義務を負う者が a) 兵役登録に登録されること、あるいは b) 軍役につくこと、あるいは c) 戦闘業務に従事することに対し良心に基づき拒否すると主張する場合には、自身についての規定の詳細を提出し、(労働・国民兵役) 大臣によって管理される特別登録に良心的兵役拒否者と登録されるよう規定の方法に従って申請することができる (括弧内筆者)⁴⁵⁾。

この良心的兵役拒否者としての仮登録は、通常、兵役登録の際に行われたが、徴兵検査の2日後まで登録は可能となっていた。これに従って、良心的兵役拒否者の仮登録を希望する18歳から41歳までの男性は手続きを行った⁴⁶⁾。これに対して、41歳から51歳の男性は職業登録令に基づいて登録が行われていたため、登録の際に良心的兵役拒否者として登録する機会が与えられなかったが、42年1月以降、良心的兵役拒否者の申請が認められるようになった⁴⁷⁾。また、徴兵対象の女性に対しても、41年の第2国民兵役法によって男性と同様の良心的兵役拒否制度が適用されることが定められている。中には、良心的兵役拒否者としての登録を拒否する者⁴⁸⁾、また登録し損なった者も存在したが、39年の国民兵役法の第5項では、彼らに真の良心的兵役拒否者であると信ずるに足る根拠がある場合、良心的兵役拒否者の仮登録に登録する権限が労働大臣に与えられた。

この仮登録の後、各自、地方審査局に申請し、その判断を仰ぐことになる。この地方審査局は良心的兵役拒否者の審査のみを専らに扱い、全国で計19設置された(イングランド12、ウェールズ2、スコットランド5)⁴⁹⁾。審査局は各申請を審査した後、a) 無条件で良心的兵役拒否者として登録する、b) 審査局の特定する仕事に就くという条件で良心的兵役拒否者として登録する、c) 非戦闘業務のみに従事する、d) 良心的兵役拒否者の登録リストから名前を取り除くいずれかの決定を下した。c) の非戦闘業務のみに従事する者たちは当初、良心的兵役拒否者の登録リストから名前をはずされていたが、41年の国民兵役法によって登録リストに登録されるようになった。地方審査局の決定に不満がある場合は上訴審査局(当初イングランドと

第二次大戦下のイギリス社会と良心的兵役拒否者

ウェールズ 1, スコットランド 1 設置。後に、イングランド 4, ウェールズ 1, スコットランド 1 に増設) に訴えることができ、そこでも上の 4 つのいずれかの決定が下された⁵⁰⁾。

3. 良心的兵役拒否者の数について

最後に、上に見た良心的兵役拒否制度のもと良心的兵役拒否者となった者の数はどの位であったのか検討したい。表Ⅱ-1 は軍事教練法, 39 年および 42 年の国民兵役法に基づいて, 17 歳 8 カ月から 41 歳までの男性を対象に行った兵役登録において良心的兵役拒否者の仮登録を行った者の数と兵役登録者数に対する比率の推移をまとめたものである⁵¹⁾。総計を見ると兵役登録をした 8,500,391 人の内, 67,336 人 (約 0.79%) が良心的兵役拒否者の仮登録をしている。し

表Ⅱ-1 1939 年の軍事教練法, 1939 年および 1942 年の国民兵役法のもと行われた予備登録者の数

登録日	A	B	A/B	登録日	A	B	A/B
軍事教練法 39				22. 41/5/31	1,170	306,907	0.38
1. 39/6/3	4,392	240,757	1.8	23. 41/6/21	558	152,107	0.36
国民兵役法 39-42				24. 41/7/12	665	142,671	0.47
2. 39/10/21	5,073	230,009	2.2	25. 41/9/6	696	156,465	0.44
3. 39/12/9	5,490	256,300	2.1	26. 41/12/13	657	162,926	0.4
4. 40/2/17	5,638	278,289	2.0	27. 42/4/18	608	157,654	0.38
5. 40/3/9	5,803	346,731	1.6	28. 42/8/15	539	158,000	0.34
6. 40/4/6	4,772	335,909	1.4	29. 42/11/7	310	83,457	0.37
7. 40/4/27	4,218	336,894	1.2	30. 43/1/9	481	159,690	0.30
8. 40/5/25	3,684	348,991	1.05	31. 43/4/3	301	83,867	0.35
9. 40/6/15	2,387	307,858	0.77	32. 43/6/19	267	79,864	0.33
10. 40/6/22	2,451	355,105	0.69	33. 43/9/18	187	70,810	0.26
11. 40/7/6	1,898	330,456	0.57	34. 43/12/11	173	71,033	0.24
12. 40/7/13	1,752	342,367	0.51	35. 44/3/4	176	71,920	0.24
13. 40/7/20	1,669	331,030	0.5	36. 44/6/3	181	69,420	0.26
14. 40/7/27	2,192	380,087	0.57	37. 44/9/2	148	67,847	0.22
15. 40/11/9	2,173	407,302	0.53	38. 44/12/2	155	76,563	0.2
16. 40/11/16				39. 45/3/3	176	84,017	0.21
17. 41/1/11	1,658	366,684	0.45	40. 45/6/9	157	72,028	0.21
18. 41/1/18				41. 45/9/1	130	68,553	0.18
19. 41/2/22	1,674	291,143	0.57	42. 45/12/1	159	75,343	0.2
20. 41/4/12	1,342	319,456	0.42	合 計	67,336	8,500,391	0.79
21. 41/5/17	1,176	323,881	0.36				

出典) PRO, Lab 6, Piece 405, p. 28.

注) A : 良心的兵役拒否者として登録した者の数 B : 予備登録した者の数

かし、これは良心的兵役拒否者全員の数ではない。この数からは登録を拒否した者、登録し損なった者の数が落ちている。また、41歳から51歳の男性と女性の良心的兵役拒否者の数も含まれていない。後者2グループの登録数は手元にはないが、参考までに各地方審査局が45年12月31日までに審査した人数をあげておく。地方審査局の審査を受けた男性の数は59,192名で、これは51歳までの男性を含めた数である⁵⁰⁾。しかし、良心的兵役拒否者の仮登録をした者皆が審査を受けたわけではない。仮登録をしたものの、従事している職業等、その他の要因で兵役を免除され、審査局に申請しなかった者も存在した。その数は一説には約8,000人とされている⁵¹⁾。地方審査局の審査を受けた女性の数は1,074名であったが、実際の数はずっと多かったと思われる。と言うのも、良心的兵役拒否者の申請をした女性で兵役を留保される職に就いていない場合、通常、各産業の有益な仕事が提供されており、その職に就くことを拒否するか、特に望んだ時のみ地方審査局の審査を受けたからである⁵²⁾。以上をまとめると、第二次大戦期には少なくとも7万人以上の良心的兵役拒否者が存在したと考えられる。この数は兵力不足に悩まされていたイギリスにとって決して少ないものではなかった。それでは、マス・オブザヴェイションの調査はこの良心的兵役拒否者の存在がイギリスの士気にどう関わったと結論したのだろうか。以下に見ていくこととする。

Ⅲ マス・オブザヴェイションの報告書に見る良心的兵役拒否者のイメージ

マス・オブザヴェイションの調査では良心的兵役拒否者がどのような人々であるかということにまず関心が向けられている。この章では、調査報告書に見られる良心的兵役拒否者のイメージを明らかにしたい。しかし、マス・オブザヴェイションが調査に利用している事例はあまりにも数が限定されており、その結論がどの程度現実を反映したものとなっているか判断しがたい。従って、ここではあくまでもマス・オブザヴェイションの報告作成者たちが描く良心的兵役拒否者のイメージとして扱いたい。

表Ⅱ-1に戻ると、この表で特徴的なことは国民兵役法のもと行われた最初の3回の登録における良心的兵役拒否者の比率が2%前後と平均よりはるかに高かったのに対し、40年3月以降その比率は減少の一途をたどったことである。このことはマス・オブザヴェイションの調査でも指摘されており、その理由として兵役登録の対象年齢が高くなったことと、ドイツによるノルウェー、デンマーク侵攻による戦局の緊迫化があげられている⁵³⁾。兵役登録の対象年齢について見ると、確かに最初の3回の登録が20歳から24歳の男性を対象としていたのに対して、4回目から7回目までの登録は24歳から28歳までの男性を対象としていた。その後も40年の末に35歳の男性の登録まで終了させ、41年の前半は20歳から41歳の男性を対象とした登録を行っている⁵⁴⁾。また、41年1月から6月にかけての良心的兵役拒否者の登録の比率を年代

別に見ていくと、1900年生まれが0.36%、01年生まれが0.38%、02年生まれが0.36%であったのに対し、1921年生まれが0.57%、22年生まれが0.47%と、高い比率であったとの指摘もある⁵⁷⁾。しかし、この数にしても15年から20年生まれの者が39年から40年初頭にかけて行った登録の比率から見るとはるかに低い。また、43年半ば以降から17歳8カ月と18歳の男性の登録を開始しても、依然としてその比率は減少を続けたのである。従って、良心的兵役拒否者の登録数の減少は良心的兵役拒否者がより若い層に集中していたためとする説明よりも、戦局の緊迫化による説明の方が説得力を持っていたと思われるし、また、報告書も後者の方を重視している。

とは言うものの、マス・オブザヴェイションの調査が良心的兵役拒否者の世代間の違いを重視していたことは心に留めておくべきであろう。他にも、マス・オブザヴェイションの43年9月1日付の「戦時期の平和主義者」と題した報告書は彼らについて理解するためには両大戦間期に成長した世代がイギリス史上極めて特殊な社会状況のもとで育ったことを考慮に入れる必要があるとしている。すなわち、両大戦間期とは労働者階級の身体的、物質的困難、学校における体罰の廃止、鞭打ちの廃止、歯科医術と出産における麻酔の使用の増大のような人道上の諸問題に人々の目が向けられ、戦争に対してだけでなく、身体的苦痛や不快を伴うあらゆる活動に反対する世論が幅広く形成された時代であり、平和主義はこれら「進歩的な」考えの一つとして捉えられていたというのである⁵⁸⁾。これは、第二次大戦期の平和主義者の大半を占める両大戦間期の独特な環境の中で価値観を形成した世代とそれよりも上の世代とではその姿勢の違いが見られ、それは平和主義に対する姿勢についても例外でなかったとする主張と解釈できよう。先述のとおり、平和主義者と良心的兵役拒否者は同義語ではないものの、マス・オブザヴェイションが平和主義者と良心的兵役拒否者をほぼ同一と見なしていたことから、この認識は良心的兵役拒否者に対してそのままあてはめることができよう。

マス・オブザヴェイションは地域毎の良心的兵役拒否者の仮登録の比率の差についても、部分的ではあるが調査を行っている。その結果、ウェールズとイングランド南部における比率が極めて高く、スコットランドは平均的、ミッドランズとイングランド北部が最も低かったことが明らかになっている(表III-1)。イングランド南部における比率が高かった理由としてインテリの比率が高く、流行の思想の影響がすぐに現れるとしている。また、ウェールズについてはナショナリストの運動によるものではなく、メソヂストとカルヴァン主義を代表とする宗教の影響が指摘されている。同様に、スコットランドでも長老派の影響力が指摘されている⁵⁹⁾。

最後に、良心的兵役拒否者の一般的なプロフィールについて触れたい。マス・オブザヴェイションの調査では良心的兵役拒否者を中流階級、特に下層中流階級に属する「知的」な人々として描く傾向にある。例えば、彼らの職業は事務員、公務員、教員、製図工、芸術家、印刷工というように、かなり高度な知性と教育訓練を必要とするものであり、彼らの本、映画、音楽、

表Ⅲ-1 予備登録の際に良心的兵役拒否者として仮登録した者の地域毎の比率

	39/10/21	40/3/9	40/5/25		39/10/21	40/3/9	40/5/25
London	3.25	2.45	1.55	North Eastern	1.45	1.1	0.75
South Eastern	2.5	1.8	1.2	North Western	1.6	1.05	0.65
Eastern	3.0	2.0	1.18	Northern	0.8	0.4	0.3
South Western	2.7	2.15	1.3	Scotland	2.0	1.7	1.06
Midland	1.0	1.4	0.9	Wales	3.7	3.1	1.5
North Midland	1.52	1.2	0.8				

出典) Mass-Observation Archive, File Report 312, July 1940.

趣味等の嗜好も彼らの知性を反映している、という具合である。その一方で、社会主義の影響力は第二次大戦勃発以降減少し、社会主義の良心的兵役拒否者の数は限られているとの指摘もされている⁶⁰⁾。

以上を参考に第二次大戦時の平均的な良心的兵役拒否者のイメージをまとめれば次のようなものとなる。彼らの多くは、平和主義の高揚が見られる両大戦間期に下層中流階級以上の家庭で成長した教育のある若者たちである。彼らが青年時代に培った平和主義、あるいは、宗教のいずれを理由に兵役につくことを拒否するにしても、彼らが反対するのは人を殺すこと、あるいは、あらゆる全ての戦争に対してであり、第一次大戦時の社会主義者たちやウェールズに見られるような「イングランドの支配を拒否する」ナショナリストたちのようにこの戦争やそれを指導する政府に対して批判的な者はごく少数である。

前述の通り、このような良心的兵役拒否者のイメージがどの程度現実を反映したものとなっているのかは判断しがたい。また、「平和の誓い連合」の機関紙的な性格の強い『ピース・ニュース』の記事などを見ると第一次大戦時からの平和主義者がある程度影響力を持っていることがうかがえ、両者には乖離が見られる。しかし、はじめにでも述べたように、マス・オブザヴェイションの社会における認知度は高く、彼らが抱いたイメージは情報省への報告を通じて、様々な政策形成に影響し得た。他にも彼らは週間の機関誌でその調査結果を報告したり、調査結果に基づいた記事を各新聞に掲載したりしていた⁶¹⁾。このことは社会のより一般的な良心的兵役拒否者についてのイメージが形成される際に、マス・オブザヴェイションの報告書が描き出す良心的兵役拒否者像が一定の影響力を行使し得たことを意味しよう。この点については、一般の人々の良心的兵役拒否者に対する態度についてマス・オブザヴェイションが描き出すイメージとより一般に流布するイメージとの関係についても同様のことが言えよう。

Ⅳ イギリス社会の良心的兵役拒否者に対する姿勢

1. マス・オブザヴェイションの報告書に見るイギリス社会と良心的兵役拒否者

マス・オブザヴェイションは40年の前半に上のテーマについて、街頭調査、新聞報道の分

析、町議会およびその他の公式団体、組合、協同組合、教会の良心的兵役拒否者に対する姿勢の調査を行い、2つの報告書を作成した。以下、街頭調査の結果を中心に報告書の内容を見ていくこととする。

40年7月に作成された大部な報告書では3つの街頭調査について言及している。40年4月3日から6日にかけてロンドン郊外のフラーム地区で実施した全階層にまたがる250名を対象とする調査では、良心的兵役拒否者に対して批判的であった者が全体の46%だったのに対して、賛同したり寛容な姿勢を示す者の数は33%とその割合が比較的高かったことが指摘されている。また、下層中流階級から労働者階級に属する若い男性が特に良心的兵役拒否者に共感を示し、これとは対照的に女性に、特に年輩の女性に良心的兵役拒否者に批判的な者が多かったことも指摘されている⁶²⁾。40年3月にリヴァプールで下層中流階級から労働者階級に属する70名に対して行った調査は、批判的な者の割合が39%であるのに対し、好意的な者の割合が54%とフラーム地区の調査結果以上に高い数値となった⁶³⁾。これに対して40年5月20日にメリルボーンで上流階級から中流階級に属する年輩の女性39名に対して実施した調査では、批判的な者の割合が65%であるのに対し、好意的な者の割合は27%とはるかに低かった。その理由として、5月に戦局が緊迫化したこと、上流階級から中流階級に属する年輩の女性に良心的兵役拒否者に批判的な者が多いことがあげられている⁶⁴⁾。後者2つの調査は結局、フラーム地区の調査報告で指摘されたことを再確認する結果となった。また、メリルボーンでの調査で示されたように良心的兵役拒否者に批判的なグループでもその4分の1以上が寛容な態度をとっていることから、良心的兵役拒否者が全く社会的に阻害されているわけではないと報告書は結論を下している⁶⁵⁾。

しかし、良心的兵役拒否者に対する理解ある態度はそのまま人々の反戦気分を反映するものではないと、報告書はすぐに続けている。良心的兵役拒否者に対する好意的な態度には彼らに同意し、賛同するというものと、個人の意見の自由を尊重するという類のより穏便な形とにわけられる。良心的兵役拒否者に賛同する者たちの中にはその理由として人を殺す事への抵抗感や反戦感情をあげる者も存在したが、全員が反戦感情を訴えたわけではない。良心的兵役拒否を表明することの勇気を称える者も少なからず存在した。しかも、良心的兵役拒否者の意見の自由を尊重するという寛容な姿勢をとる者の方が彼らに賛同する者よりも多かった。個人の自由の尊重という議論を展開する者たちは、良心的兵役拒否者の問題についてあまり深く考えておらず、良心的兵役拒否者に対して寛容な者は数が多くてもその質は低いというのが報告書の観察であった⁶⁶⁾。

これに対して、良心的兵役拒否者に批判的な者は穏やかな批判を展開する者より敵対的な態度をとる者ときにきれいに分かれる。前者の代表的な意見は、皆戦争が喜ばしくないことは知っているし、彼らにも意見の自由があることは認めるものの、この状況では戦うべきであるし、

少なくともある種の国家的に重要な仕事に就くべきであり、彼らを全く自由な状況においてはならないというものである。こうした意見の背景には自由と国を守るための戦いの負担を皆で負うべきだとする感情が存在することが指摘されている。そのため、良心的兵役拒否者が条件の良い仕事に留まるなど不当利得者となるのではないかと危惧する者もいるが、これは一部のセンセーショナルな新聞報道が影響していると報告書は論じている⁶⁷⁾。また、より敵対的な態度をとる者たちの多くが良心的兵役拒否者の銃殺や投獄を求めており、その数は穏やかな批判を展開する者と同じくらいいる。この様に良心的兵役拒否者への反対感情は強いけれども、それでも「ここは自由な国である」として彼らが意見を表明することに賛成する雰囲気も同程度あるというのが報告書の結論である⁶⁸⁾。また、女性の方が家族を引き合いに出して良心的兵役拒否者を批判する傾向にあるとして、「自分の子供たちのために戦わない者は皆臆病者である。私の夫は入隊したし、私の兄弟もそうした。」という発言等が紹介されている⁶⁹⁾。

40年8月に戦局が緊迫すると、人々の良心的兵役拒否者への態度がどの様に変化したかを明らかにするべく、8月末から9月初旬にかけて再びフラム地区で120人を対象とする調査が実施され、追加報告書が作成された。この報告書では、これまで良心的兵役拒否者に対して寛容な姿勢をとっていた者の多くが良心的兵役拒否者に対して批判的になったものの、良心的兵役拒否者に敵対的な者は少ないことが明らかにされた。また、良心的兵役拒否者に対する態度をマス・オブザベーションが男女別、階級別、年齢別にまとめたものを表IV-1に掲げた。この表から導き出された結論は、男性よりも女性が、中流階級よりも労働者階級が、30歳未満よりも30歳以上が良心的兵役拒否者に対してより厳しい態度をとる傾向にあるということであった⁷⁰⁾。報告書が描き出す一般の人々の良心的兵役拒否者への態度は以下のようにまとめられよう。戦局が緊迫化するにつれて人々は良心的兵役拒否者に対して批判的になっていったが、これは自由と国を守るためにはこの戦争が避けられるものではなく、皆共に戦わなければならないとの認識が広まったためであり、この様な認識は労働者階級の間でも力を持ちつつある。従って、彼らの批判は第一次大戦時のような厭戦気分が高まる中で「ずるけ者」に向けられた復讐主義的なものとは全く異なる。実際、良心的兵役拒否者の銃殺、投獄、強制入隊等を求める敵対的な発言は増えていない。とは言うものの、年齢、性別によってその姿勢に違い

表IV-1 マス・オブザベーションによる40年8～9月の街頭調査の結果

(%)

	男性	女性	中流階級	労働者階級	30歳以上	30歳未満
寛容	25	8	32	12	11	32
批判的	68	61	62	66	70	44
意見なし	7	41	6	22	19	24
計	100	100(ママ)	100	100	100	100

出典) Mass-Observation Archive, File Report 405, 16.9.40., p.4.

第二次大戦下のイギリス社会と良心的兵役拒否者

は見られるのである。それでは、40年8~9月の街頭調査の際に残された記録を実際に検討してみたらどのような結果がでるのか、次に見ていくこととする⁷⁾。

2. 街頭調査の記録に見るイギリス社会と良心的兵役拒否者

表IV-2, 3, 4は40年8~9月に実施した街頭調査の記録をA:良心的兵役拒否者に賛同, B:良心的兵役拒否者に寛容, C:良心的兵役拒否者に寛容と批判的の半々, D:良心的兵役拒否者に批判的, E:良心的兵役拒否者に敵対的, F:意見なしの6つに筆者が分類し, その結果を男女別, 年齢別, 階級別にそれぞれまとめたものである。分類のカテゴリーは40年7月の報告書を参考に作成した。ただし, 報告書では調査対象者は120名となっているのに対し, 記録は154名分残っている。

3つの表を比べると最もばらつきがあるのが階級別の表である。中流階級と労働者階級を比較すると明らかに後者の方が良心的兵役拒否者に対して厳しい。しかし, 下層中流階級は労働者階級にも増して厳しい態度をとっている。労働者階級に属する者で良心的兵役拒否者に理解を示す者は26.3% (A(2.4%)+B(17.9%)+C(6.0%)), 批判的な者は55.9% (D(47.6%)+E

表IV-2 40年8~9月の街頭調査の結果

		男女別(人 括弧内%)					
	A	B	C	D	E	F	計
男性	1(1.4)	11(15.9)	5(7.2)	30(43.5)	13(18.8)	9(13.0)	69(99.8)
女性	1(1.2)	13(15.3)	6(7.1)	38(44.7)	6(7.1)	21(24.7)	85(100.1)

出典) Mass-Observation Archive, Topic Collection: Conscientious Objection and Pacifism, box3以下, 同。
 注) A:良心的兵役拒否者に賛同 B:良心的兵役拒否者に寛容 C:良心的兵役拒否者に寛容と批判的の半々
 D:良心的兵役拒否者に批判的 E:良心的兵役拒否者に敵対的 F:意見なし

表IV-3 40年8~9月の街頭調査の結果

		年齢別(人 括弧内%)					
	A	B	C	D	E	F	計
30以上	1(0.8)	18(14.9)	7(5.8)	58(47.9)	15(12.4)	22(18.2)	121(100.0)
30未満	1(3.0)	6(18.2)	4(12.1)	10(30.3)	4(12.1)	8(24.2)	33(99.9)

注) A:良心的兵役拒否者に賛同 B:良心的兵役拒否者に寛容 C:良心的兵役拒否者に寛容と批判的の半々
 D:良心的兵役拒否者に批判的 E:良心的兵役拒否者に敵対的 F:意見なし

表IV-4 40年8~9月の街頭調査の結果

		階級別(人 括弧内%)					
	A	B	C	D	E	F	計
中流	0(0.0)	6(40.0)	3(20.0)	4(26.7)	1(6.7)	1(6.7)	15(100.1)
下層中流	0(0.0)	3(5.5)	2(3.6)	24(43.6)	11(20.0)	15(27.3)	55(100.0)
労働者	2(2.4)	15(17.9)	5(6.0)	40(47.6)	7(8.3)	15(17.9)	84(100.1)

注) A:良心的兵役拒否者に賛同 B:良心的兵役拒否者に寛容 C:良心的兵役拒否者に寛容と批判的の半々
 D:良心的兵役拒否者に批判的 E:良心的兵役拒否者に敵対的 F:意見なし

(8.3%)である。これに対し、下層中流階級に属する者で良心的兵役拒否者に理解を示す者は9.1% (A (0%)+B (5.5%)+C (3.6%)), 批判的な者は63.6% (D (43.6%)+E (20%))となっている。マス・オブザベーションは40年7月の報告書および街頭調査では調査対象者を上流階級、中流階級、下層中流階級、労働者階級の4つに区分しているのに対し、40年9月の追加報告書では中流階級と労働者階級に分類している。上流階級が分類に入っていないのは調査対象者に上流階級に属する者がいなかったためと思われるが、報告書の段階で中流階級と下層中流階級をあわせた理由は不明である。

さらに、良心的兵役拒否者に批判的な者たちの理由を検討すると、ある階級に特定の理由が集中することが明らかとなった。この戦争は不可避な戦争であるから己の義務を果たすべきであるとして良心的兵役拒否者を批判する者は多かったが、それよりも多かったのが、不公平であるという批判である(表IV-5)。不公平であるとする根拠については表IV-6にまとめた。下層中流階級では兵役につく場合と兵役を免除された場合の収入の差を問題とする者の割合が多い。例えば、下層中流階級の50歳の男性は良心的兵役拒否者が週6ポンドの収入を得ているのは不公平であるとして彼らにも兵士と同額の給料(週14シリング)にするよう述べている。ハンコック(W. K. Hancock)とゴウイング(M. M. Gowing)の研究は戦争の初期に兵役についた者の妻子など「新たな貧困層」の問題が出現していたことを指摘している。子供を一人もつ出征兵士の妻が毎週得られる家族手当、児童手当、その他の手当等の合計は29シリングであった。40年8月にその額が引き上げられたが、週30シリングに留まった。また、家主たちが出征兵士の家族に部屋を貸したがらないなど、その他の困難も彼らにはあった⁷⁹⁾。しかし、この問題について効果的な対策はほとんどとられなかったのである。この様な兵役についた者

表IV-5 良心的兵役拒否者を批判する理由

(複数回答 人)

	a	b	c	その他	計
中 流	3	3	2	2	10
下層中流	8	15	9	1	33
労働者	19	20	6	0	45

注) a: 不可避な戦争であるから戦うべき/戦わなくても他に何かすべき/国を守るべき

b: 不公平である c: 臆病者/ずるけ者である

表IV-6 不公平であるとする根拠

(複数回答 人)

	あ	い	う	え	計
中 流	2	1	0	0	3
下層中流	5	8	1	1	15
労働者	14	3	2	1	20

注) あ: 兵役につく者と逃れる者がでる い: 良い収入を得ている う: 楽な仕事に就いている

え: 良い仕事に就いている

と免除された者の収入をめぐる不公平感についてマス・オブザヴェイションは前述のとおり、一部の報道の影響を指摘し、あまり重視していない。しかし、こうした報道に最も共感したのが下層中流階級だったのである。また、労働者階級があげた良心的兵役拒否者を批判する理由に、この戦争を共に戦うべきとする「民衆の戦争」のエートスが反映されたものが多かったのに対し（表IV-5のa, 表IV-6のあ）、下層中流階級は良心的兵役拒否者を不当利得者と批判する傾向が強い（表IV-6のい, う, え）。この点で、サマーフィールド（Penny Summerfield）の研究は示唆的である。彼女は第二次大戦中、労働者階級の女性の方が中流階級の女性よりも良い賃金を得る傾向にあったこと、資産保有状況は中流階級と労働者階級の間だけでなく、労働者階級と中流階級の各々の間でも拡大する傾向にあったかもしれないことを指摘している⁷⁵⁾。Ⅲで第二次大戦時の良心的兵役拒否者は下層中流階級以上の者が多いと見られていたことを確認したが、下層中流階級に属する者たちは自分たちに重くのしかかる経済的負担を自分たちと同じ層に属する者が免れていることに不満を持ったのであろうか。これまで「民衆の戦争」をめぐる議論では労働者階級とその他の階級の意識や生活の変化のずれが問題とされてきたが、下層中流階級にとって第二次大戦がどのような意味を持ったのかについても今後検討する必要がある。

以上のように良心的兵役拒否者への態度は階級毎に大きな相違が見られたのに対し、性別、年齢別ではその姿勢に大きな違いは比較的認められない。マス・オブザヴェイションの報告書は実際よりも性別、年齢によって良心的兵役拒否者への態度が異なることを強調している。まず性別では男性よりも女性の方が良心的兵役拒否者に厳しかったとしているが、表IV-2を見るとその結論はあてはまらない。また女性は良心的兵役拒否者を批判する際に兵役についての自分の家族を引き合いに出す傾向があるとされているが、40年8～9月の調査記録で自分の家族に言及している5例の内訳は男性2人、女性3人であった。また、マス・オブザヴェイションの報告書では年輩の方が若者よりもあるいは「兵役につく可能性が低い年齢になるほど」良心的兵役拒否者に厳しいとしている。表IV-3をみると確かにその傾向は認められるが、それでもマス・オブザヴェイションの報告書に示された結果ほどの違いは見られない。マス・オブザヴェイションが強調するこのような違いは「民衆の戦争」におけるそれぞれの役割を反映している。すなわち、女性が家族を引き合いに良心的兵役拒否者を批判する時、自分の愛する者が兵役についていることを誇りにし、その安否を気遣う「母」や「妻」や「姉妹」の姿が強調されるのである⁷⁶⁾。そして、国や愛する者を守るために兵役についての男性がその一方で良心的兵役拒否者に寛容な態度をとるのは、彼らが多くの良心的兵役拒否者と同じく两大戦間期の特殊な時代に育ち、彼らの心情を理解できるからである。この様に自らは戦いながらも個人の自由を尊重する姿勢はこの戦いが「自由のための戦い」であることと合致する。これに対し、兵役につかない年輩の男性は、「黙々と己の義務を果たす」若者のおかげで良心的兵役拒否者が

本来は皆で公平に負うべき戦争の負担を免除されていることを穏やかにではあるが指摘し、公平な「社会の裁判官」の役割を果たしたのである。

結びにかえて

マス・オブザヴェイションの報告書に描かれた第二次大戦下のイギリス社会と良心的兵役拒否者との関係は「民衆の戦争」のイメージを損わないものだったと言えよう。良心的兵役拒否者には第一次大戦時の絶対的良心的兵役拒否者とは全く異なるイメージが与えられている。第一次大戦時の良心的兵役拒否者が帝国主義戦争と第一次大戦や政府を批判したのに対し、彼らの拒否は人を殺すこと、戦争全般に向けられており、時の政府や「ファシズムに対する自由のための戦い」を否定するものではなかった。また、社会主義者は少なく、彼らに最も影響力があったのは両大戦間期の平和主義であり、彼らは思想的にも世代的にも第一次大戦時の絶対的良心的兵役拒否者とは異なるグループとされているのである。

人々の戦うにあたっての姿勢や良心的兵役拒否者への態度も第一次大戦時と対照的に描かれている。第二次大戦時の良心的兵役拒否者は戦争を遂行するイギリス社会の問題児ではなかったにしても、彼らはあくまでも社会の少数派であった。これは戦況が緊迫化するにつれて、戦争が好ましいものではないことを承知しながらも、この戦争が不可避であり、その負担を皆で負うべきとする認識が広まったためであり、それは労働者階級の間でも例外ではなかったとされている。だからといって、イギリス社会に良心的兵役拒否者に対して懲罰的な風潮が強まったわけではない。報告書によれば、戦況が緊迫化しても、良心的兵役拒否者の意見の自由を尊重するとして寛容な姿勢をとる者は依然存在し、特に良心的兵役拒否者と同世代の者にその傾向が強かった。また、良心的兵役拒否者に批判的な者が次第に増えても、良心的兵役拒否者に対する敵対的な発言が増えることはなかった。つまり、人々は「ファシズムに対する自由のための戦い」を皆共に戦わなくてはならないと考えるがゆえに兵役につくことを拒否する者を批判しても、良心的兵役拒否者の兵役免除や彼らの基本的権利を剥奪することを要求することはせず、良心的兵役拒否者に与えられた兵役免除は、彼らに理解を示しつつ兵役についた多くの者たちのおかげで得られたいわば「特権」と目されたのである。

良心的兵役拒否者もまた自分たちに与えられた兵役免除を「特権」として認識していた。例えば『ピース・ニュース』では40年秋以降平和主義者が戦争中の社会に対して何をなしえるかをめぐって論争が繰り広げられたが、戦争を遂行する社会と一線を画そうとする第一次大戦時の絶対的良心的兵役拒否者に近い立場の者ですら自分たちがイギリス社会において「特権的立場」にあると認識していたのである⁷⁰。一部の良心的兵役拒否者は「特権的立場」に甘んじることなくよりよい社会の創出に協力すべく、内外の戦災者の救済や貧困層の自立援助等に尽力するようになるが、この様な一部の良心的兵役拒否者による活動が良心的兵役拒否者全般の

イメージを改善したとも言われている⁷⁰⁾。特に、ソーシャル・サービスに関わる良心的兵役拒否者が出現することによって、良心的兵役拒否者がより積極的に「民衆の戦争」の神話の一翼を担うことを可能にしたであろう。この様に、マス・オブザベーションの報告書に描かれた第一次大戦時とは対照的な第二次大戦時のイギリス社会と良心的兵役拒否者の良い関係というイメージは、良心的兵役拒否者を含む人々の意識や行動を拘束しつつ、「民衆の戦争」の神話の一部を構成していったのである。

注

- 1) Titmuss, Richard, *Problems of Social Policy*, History of the Second World War, 1950.
- 2) Hargreaves, E. L. and Gowing, M., *Civil Industry and Trade*, History of the Second World War, 1952, p. 329; Hammond, R. J., *Food, vol. I, The Growth of Policy*, History of the Second World War, 1951, p. 125.
- 3) Yass, Marion, *This is Your War: Home Front Propaganda in the Second World War*, HMSO, 1983, p. 58; Crosby, Travis, *The Impact of Civilian Evacuation in the Second World War*, Croom Helm, 1986, p. 149.
- 4) Yass, *op. cit.*, p. 28.
- 5) Kushner, Tony, *The Persistence of Prejudice: Antisemitism in British Society during the Second World War*, Manchester U.P., 1989, p. 139.
- 6) Smith, Justin Davis, "The Struggle for control of the air-waves: the Attlee Governments, the BBC and industrial unrest, 1945-51" in Gorst, Anthony L. J. et al. (eds.), *Post War Britain 1945-64*, Pinter, 1989, p. 54.
- 7) Abel, Deryckm, *Ernest Benn: Counsel for Liberty*, London, 1960, p. 105.
- 8) Harris, Jose, "Political ideas and the debate on state welfare, 1940-45", in Smith, H. L. (ed.), *War and Social Change: British Society in the Second World War*, Manchester U.P., 1986 p. 256.
- 9) Calder, Angus, *The Myth of the Blitz*, Pimlico, 1992.
- 10) Mackay, Robert, *The Test of War: Inside Britain 1939-45*, UCL Press, 1999, pp. 106-8.
- 11) Calder, *op. cit.*, pp. 74-77.
- 12) Barker, Rachel, *Conscience, Government and War*, Routledge & Kegan Paul, 1982.
- 13) Ceadel, Martin, *Pacifism in Britain 1914-1945: The Defining of a Faith*, Clarendon Press, 1980, pp. 294-5.
- 14) Briggs, A., *History of Broadcasting in the United Kingdom, vol.3: The War of Words*, Oxford U.P., 1970, p. 232-3.
- 15) Noakes, Lucy, *War and the British: Gender and National Identity, 1939-91*, I. B. Tauris, 1998, pp. 75-76.
- 16) Mass-Observation Archive, Topic Collection: Conscientious Objection, 3/E 27. 3. 40.
- 17) その結果、良心的兵役拒否者の選挙権が剥奪された。拙稿「イギリスの国民代表法（1918年）における良心的兵役拒否者の選挙権剥奪について」『上智史学』第39号、1994年：「第一次世界大戦期のイギリスにおける兵役免除制度について」『共立国際文化』第7号、1995年。
- 18) 61 & 62 Vic c. 49.
- 19) Braithwaite, Constance, *Conscientious Objection to Compulsions under the Law*, William Sessions Ltd., 1995, Ch. 1.
- 20) *Ibid.*, Ch. 7.
- 21) 平和主義者の定義の困難さについては、Martin, Ceadel, "The Peace Movement between the

- wars: problems of definition" in Taylor, Richard and Young, Nigel (eds.), *Campaigns for Peace: British Peace Movements in the Twentieth Century*, Manchester U.P., 1987.
- 22) Field, G. C., *Pacifism and Conscientious Objection*, Cambridge U.P., 1945.
 - 23) Mass-Observation Archive, Topic Collection: Conscientious Objection and Pacifism, Box 3 File C, CF 29. 8. 40.
 - 24) Mass-Observation Archive, File Report 312, part d. July 1940, p. 94.
 - 25) Barker, *op. cit.*, pp. 3-5.
 - 26) 木畑洋一『支配の代償』東京大学出版会, 1987年, 234~239頁。
 - 27) Field, *op. cit.*, p. 15.
 - 28) 市民の自由と良心的兵役拒否者との関連については Lilly, Mark, *The National Council for Civil Liberties: The First Fifty Years*, Macmillan, 1984, pp. 39-42.
 - 29) その一方で, 平和主義を論拠に兵役につくことや軍需工場で働くことは拒否しても農業など戦争を遂行するにあたって重要な領域と見なされる活動に従事することを否定しない者も存在した。
 - 30) ディヴィッド・ボウルトン 福田晴文・加藤泰三・山本恒訳『異議却下 イギリスの良心的兵役拒否運動』未来社, 1993年, 322頁。また阿部知二『良心的兵役拒否の思想』岩波書店, 1969年も良心的兵役拒否を「すすんで戦争に対決する」姿勢であることを強調している。
 - 31) 第一次大戦時の良心的兵役制度については以下を参照。Rae, John, *Conscience and Politics: the British Government and the Conscientious Objector to Military Service, 1916-1919*, Oxford U.P., 1970.
 - 32) 2 & 3 Geo. 6. c. 25.
 - 33) 2 & 3 Geo. 6. c. 81.
 - 34) 374 Geo. 6. c. 22.
 - 35) Cmd. 7225, Report of the Ministry of Labour and National Service for the Years 1939-1946, p. 22; p. 358.
 - 36) Hancock, W. K. and Gowing, M. M., *British War Economy*, History of the Second World War, revised ed., 1953, pp. 143-50; pp. 283-4; pp. 438-43.
 - 37) Cmd. 7225, *op. cit.*, pp. 22-24.
 - 38) 6 & 7 Geo. 6. c. 3.
 - 39) 5 & 6 Geo. 6. c. 3.
 - 40) Cmd. 7225, *op. cit.*, p. 11; p. 43; p. 337.
 - 41) *Ibid.*, p. 30; p. 146.
 - 42) 5 & 6 Geo. 6. c. 3.
 - 43) Cmd. 7225, *op. cit.*, p. 31.
 - 44) 5 & 6 Geo. 6. c. 29; 5 & 6 Geo. 6. c. 30.
 - 45) 2 & 3 Geo. 6. c. 81.
 - 46) Braithwaite, *op. cit.*, p. 181.
 - 47) S. R. & O. 1942. No. 91
 - 48) 第一次大戦時には兵役免除の申請を拒む絶対的良心的兵役拒否者が出現し, 大きな問題となった。
 - 49) Barker, *op. cit.*, p. 146.
 - 50) *Ibid.*
 - 51) PRO, Lab 6, Piece 405.
 - 52) PRO, Lab 6, Piece 337.
 - 53) Braithwaite, *op. cit.*, p. 184.
 - 54) Cmd. 7225, *op. cit.*, p. 34.
 - 55) Mass-Observation Archive, File Report 610, 1. 9. 43., pp. 1-2.

第二次大戦下のイギリス社会と良心的兵役拒否者

- 56) Cmd.7225, *op. cit.*, p. 335.
- 57) Ceadel, *op. cit.*, 1980, p. 233.
- 58) Mass-Observation Archive, File Report 1913, Pacifists in War-Time 4. 3. 41., pp. 1-2.
- 59) Mass-Observation Archive, File Report 312, July 1940, pp. 28-32.
- 60) Mass-Observation Archive, File Report 610, 1. 9. 43., pp. 3-4; Topic Collections C.O.'S and Pacifists 1/E Jobs of C.O.'s. June 1940.
- 61) 例えば, *Us* 5, 2. 3. 1940.; *World Review*, 3. 10. 40.
- 62) Mass-Observation Archive, File Report 312, part d. July 1940, pp. 90-94.
- 63) *Ibid.*, p. 95.
- 64) *Ibid.*
- 65) *Ibid.*, p. 96.
- 66) *Ibid.*, pp. 96-100.
- 67) *Ibid.*, pp. 100-105.; pp. 113-114.
- 68) *Ibid.*, p. 109.
- 69) *Ibid.*, p. 102.
- 70) Mass-Observation Archive, File Report 405, 16. 9. 40.
- 71) 街頭調査記録は Mass-Observation Archive, Topic Collection: Conscientious Objection and Pacifism, Box 3 に所収。
- 72) Hancock and Gowing, *op. cit.*, p. 169.; Summerfield, P., "The 'leveling of class'" in Smith, *op. cit.*, p. 196.
- 73) *Ibid.*
- 74) 戦時中も女性は伝統的な役割をあてがわれたとの主張については, Sheridan, Dorothy, "Ambivalent memories: women and the 1939-45 war in Britain" *Oral History*, 18.1.; 男女の戦争の関わり方の違いがナショナル・アイデンティティの形成に与えた影響については, Noakes, *op. cit.*
- 75) 例えば, *Peace News*, 9. 4. 43.
- 76) *Ibid.*, 21. 2. 41.; Millington, Joyce, *Friends Service Centre 1942 to 1949: Pioneering Quaker Social Work in Liverpool*, Sessions Book Trust, 1993; Smith, Lyn, *Pacifists in Action: the Experience of the Friends Ambulance Unit in the Second World War*, Sessions Book Trust, 1998; Starkey, P., *Companions in Caring: the work of the Liverpool and District Pacifist Service Unit in the Second World War*, Ilfracombe, 1989.

(2000年5月8日受付, 2000年5月15日受理)

British Society and Conscientious Objectors during the Second World War

— The Image in the Mass-Observation Papers —

WATANABE Chika

The purpose of this paper is to examine the making process of the myth of “people’s war”, which implies that all of the British people fought “the war against Facism” in unity, by taking the case of British society and conscientious objectors.

It has been argued that conscientious objectors during the Second World War enjoyed a good relationship with British society, which conscientious objectors during the First World War had never been able to expect. This image was strongly affected by the reports on conscientious objectors written by Mass-Observation in 1940.

These reports portrayed the relationship between British society and conscientious objectors as harmonious with “people’s war” and things which did not fit into the image were ignored or underrated. This image, then, caused conscientious objectors to be aware that they were in a “privileged position” in British society and some of them became to try to contribute to British society by, for example, helping bombed-out people and the poor. In turn, many people came to have a better opinion of them and, thus, the image of “people’s war” was strengthened.

Keywords: British society, the Second World War, conscientious objectors